

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年6月25日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

### 香川県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（育児を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）</u></p> <p><u>第9条の2 条例第9条の2第1項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務（同項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求し、又は同条第3項の規定により時間外勤務（同項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求しようとする職員は、正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書（第1号様式）により、正規の勤務時間以外の時間における勤務又は時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務等制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務等制限開始日の前日までに当該請求を行わなければならない。この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、条例第9条の2第1項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務等制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条の2第1項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務等制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務等制限開始日を変更することができる。</u></p>	

- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務等制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務等制限開始日を当該変更前の時間外勤務等制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。
- 5 任命権者は、第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 6 第1項の規定による請求がされた後時間外勤務等制限開始日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 7 時間外勤務等制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、同項の請求は、時間外勤務等制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号のいずれかの事由が生じた場合
- (2) 当該請求に係る子が、条例第9条の2第1項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 8 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(第2号様式)により第6項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 9 第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(深夜において常態として子を養育することができる配偶者)

第9条の3 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

(深夜において常態として子を養育することができる配偶者)

第9条の2 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の4 条例第9条の2第2項の規定による深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに当該請求を行わなければならない。

2 略

3 第9条の2第5項の規定は、第1項の請求について準用する。

4・5 略

6 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届により、第4項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

7 第9条の2第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

第9条の3 条例第9条の2第1項の規定による深夜における勤務（以下「深夜勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（第1号様式）により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに当該請求を行わなければならない。

2 略

3 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

4・5 略

6 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届（第2号様式）により、第4項に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

7 第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（常態として子を養育することができる配偶者）

第9条の4 第9条の2の規定は、条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める者について準用する。この場合において、第9条の2第1号中「深夜において就業していない」とあるのは「就業していない」と、「深夜における就業日数」とあるのは「就業日数」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第9条の5 条例第9条の2第2項の規定による条例第9条第2項に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。）の制限の請求をしようとする職員は、深夜勤務・時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求を行わなければならない。

2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第9条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

3 任命権者は、第1項の請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して

1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対して通知しなければならない。

5 第9条の3第3項の規定は、第1項の規定による請求について準用する。

6 第1項の請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができる者として前条において準用する第9条の2に規定する者に該当することとなった場合

7 時間外勤務制限開始日から起算して第1項の請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

8 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届により第6項に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

9 第9条の3第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(介護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限)

第9条の5 第9条の2（第6項第3号及び第7項各号を除く。）及び前条（第4項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条の6 第9条の3（第4項第3号及び第4号を除く。）及び前条（第6項第3号及び第4号並びに第7項各号を除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において

護する職員について準用する。この場合において、第9条の2第1項中「条例第9条の2第1項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務（同項に規定する勤務をいう。以下同じ。）の制限を請求し、又は同条第3項」とあるのは「条例第9条の2第3項」と、「正規の勤務時間以外の時間における勤務又は時間外勤務」とあるのは「時間外勤務」と、「ならない。この場合において、同条第1項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「条例第9条の2第1項又は第3項に」とあるのは「条例第9条の2第3項に」と、同条第6項第1号及び前条第4項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の2第6項第2号及び前条第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の2第7項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「同項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限に関し必要な事項）

第9条の6 第9条の2から前条までに規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務、深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 第9条の7 略

（特別休暇）

第15条 略

(1)～(10) 略

(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。以下同じ。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子の介助（疾病の予防を図るために必要なものとして人事委員会が定めるその子の世話をいう。以下同じ。）を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日（うち5日は、子の看護又は介助を行うため使用する場合に限る。））を限度とする。

「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第4項第1号及び前条第6項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条の3第4項第2号及び前条第6項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第7項中「次」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項）

第9条の7 第9条の2から前条までに規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

#### 第9条の8 略

（特別休暇）

第15条 条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1)～(10) 略

(11) 職員が、職員の父母（配偶者の父母を含む。）、配偶者若しくは子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。）を行い、又は職員が養育する中学校就学の始期に達するまでの子が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項に規定する予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項若しくは第13条に規定する健康診査を受ける際に介助を行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年に

(11)の2 職員が、要介護者の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）を限度とする。

(12)～(17) 略

(18) 妊娠中の女性職員又は出産後1年を経過しない女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年を経過するまではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、その都度必要と認める日又は時間

(19)～(21) 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第9号から第11号の2まで及び第14号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める期間とすることができる。

3 1日を単位とする第1項第9号から第11号の2までの特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位とする第1項第9号から第11号の2まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について同項第9号から第11号の2までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1)・(2) 略

（週休日等についての別段の定め）

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の7第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

において5日を限度とする。

(12)～(17) 略

(18) 妊娠中の女性職員又は出産後1年を経過しない女性職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、出産後1年を経過するまではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、その都度必要と認める日又は時間

(19)～(21) 略

2 前項の規定にかかわらず、前項第9号から第11号まで及び第14号の特別休暇に係る期間は、任命権者が特に必要と認める場合にあっては、任命権者が定める期間とすることができる。

3 1日を単位とする前項第9号から第11号までの特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間を単位とする第1項第9号から第11号まで及び第20号の特別休暇を使用した場合において、その使用した当該特別休暇の時間数を日に換算するときには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。ただし、第2号に掲げる職員が同号に掲げる時間数以上の時間について第1項第9号から第11号までの特別休暇を使用した場合は、1日の特別休暇を使用したものとする。

(1)・(2) 略

（週休日等についての別段の定め）

第24条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第9条の8第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、超勤代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(県費負担教職員に係る読替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の7まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

(県費負担教職員に係る読替え)

第26条 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員については、第7条第2項、第8条、第9条から第9条の8まで、第10条第2項、第13条第1項、第15条第2項、第16条第2項及び第18条から第22条までの規定中「任命権者」とあるのは「市町の教育委員会」と、第8条の2第1項中「人事委員会が」とあるのは「市町の長が」と、前条の規定中「任命権者」とあるのは「任命権者及び市町の教育委員会」として、これらの規定を適用する。

第1号様式(第9条の2、第9条の4、第9条の5関係)

正規の勤務時間以外の時間における勤務等制限請求書

請求年月日 年 月 日	
殿	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 正規の勤務時間以外の時間における勤務 <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。	
請求者 所属 職氏名 ㊞	
1 請求に係る子又は要介護者	氏名
	続柄
	生年月日 年 月 日 (□ 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。  <input type="checkbox"/> 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。  <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。  <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。(養育ができる。)                 </div>
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
4 請求に係る期間	正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限 <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( 月 )
	深夜勤務の制限 年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )
	時間外勤務の制限 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( 月 )
注1 「生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、□出産予定日に/印を記入すること。 2 「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための深夜勤務の制限の請求の場合のみ記入すること。 3 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 4 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 5 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を深夜勤務制限終了日として請求すること。 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。	

第1号様式(第9条の3、第9条の5、第9条の6関係)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

請求年月日 年 月 日	
殿	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務 の制限を請求します。	
請求者 所属 職氏名 ㊞	
1 請求に係る子又は要介護者	氏名
	続柄
	生年月日 年 月 日 (□ 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日 年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。                      (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)  <input type="checkbox"/> 就業している。(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)  <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である。  <input type="checkbox"/> 産前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である。  <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。(養育ができる。)                 </div>
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限 年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )
	時間外勤務の制限 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間( 月 )
注1 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、同欄に出産予定日を記入し、□出産予定日に/印を記入すること。 2 「養子縁組の効力が生じた日」欄及び「職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 3 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。 4 「要介護者の状態及び具体的な介護の内容」欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 5 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。 6 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。	

第2号様式 (第9条の2、第9条の4、第9条の5関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

殿

所 属  
職氏名 ㊦

次のとおり  正規の勤務時間以外の時間における勤務  
 深夜勤務  
 時間外勤務 の制限に係る子の養育  
又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。  
( 離縁  養子縁組の取消し)

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育  
できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由： )

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式 (第9条の3、第9条の5、第9条の6関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

殿

所 属  
職氏名 ㊦

次のとおり  深夜勤務  
 時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に  
ついて変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

子が死亡した。

職員の子でなくなった。  
( 離縁  養子縁組の取消し)

同居しなくなった。

職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなっ  
た。

(2) 介護の状況の変更

要介護者が死亡した。

要介護者と職員との親族関係が消滅した。  
(消滅の理由： )

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に使用された改正前の第15条第1項第11号の特別休暇については、改正後の第15条第1項第11号の特別休暇として既に使用されたものとみなす。
- 3 改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。